

## 廃棄物の処理に係る手数料などを改定します

市では、使用料・手数料について、市民サービスの受益と負担の適正化を図るため、「使用料・手数料の設定基準」に基づき見直すこととしています。

今回見直しを行う廃棄物処理関連の手数料等については、「事業活動に伴い発生するごみ」や「イベント等で使用する仮設トイレのし尿」など、次の表のとおりとなります。

これらの手数料等については、処理に係る費用を算出した上で、受益者負担割合を勘案し、算定した額に改定いたします。いずれも受益と負担の適正化の観点からの見直しとなりますので、適正な手数料等の負担について、御理解と御協力をお願いいたします。

- 改定時期：平成 29 年 4 月 1 日（土）
- 改定内容：



### (1) 一般廃棄物処理手数料等の改定

種別	現行	改定額
ごみの処理（事業系一般廃棄物）	12 円 / kg	15 円 / kg
し尿の処理	180L まで 2,000 円	180L まで 3,000 円
犬、猫等の死体の処理	2,000 円 / 個	3,000 円 / 個
汚泥の処理 （配管の詰まりの除去等）	1,700 円 / m <sup>3</sup>	2,550 円 / m <sup>3</sup>
汚泥の処理 （合併処理浄化槽の処理等）	1,400 円 / m <sup>3</sup>	2,100 円 / m <sup>3</sup>
浄化槽等の清掃	1.5m <sup>3</sup> まで 4,300 円	1.5m <sup>3</sup> まで 6,450 円

### (2) 産業廃棄物処理費用の改定

種別	現行	改定額
可燃性固形物の処理	12 円 / kg	15 円 / kg
不燃性固形物の処理	5 円 / kg	7 円 50 銭 / kg

問い合わせ：環境局廃棄物政策担当 TEL 200-2564 FAX 200-3923

## 水銀使用製品の分別排出の徹底にご協力をお願いします！

蛍光管、水銀体温計、水銀血圧計、水銀温度計等の水銀使用製品を普通ごみと混ぜて出さないようお願いします。水銀使用製品の適正処理\*を図るため、分別排出の徹底にご協力をお願いします。

\*平成 28 年 12 月より水銀使用製品を適正に回収するための法律が施行されます。

### 蛍光管

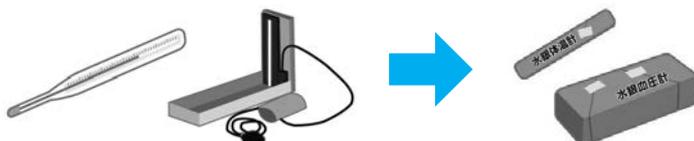


厚紙等に包むか購入したときの箱などに入れ、「蛍光管」と表示して「普通ごみ」の収集日に、生ごみ等の袋と分けてお出しください。

※生活環境事業所で実施している「拠点回収」や区役所で実施している「ごみ相談窓口」でもお出しいただけます。（一部未実施の施設がございます。詳しくはホームページをご参照ください。）

川崎市拠点回収

### 水銀体温計・水銀血圧計・水銀温度計等



30cm 未満 ⇒ 「小物金属」（無料）  
30cm 以上 ⇒ 「粗大ごみ」（有料）  
厚紙等に包み、品名を表示してお出しください。

問い合わせ：環境局減量推進課 TEL 200-2580 FAX 200-3923